

山口市請負工事監督要領

(通則)

第1条 山口市の所掌する工事の請負契約の履行の監督の実施に関する取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、山口市財務規則（平成17年山口市規則第44号。以下「財務規則」という。）、山口市工事執行規則（平成17年山口市規則第164号。以下「執行規則」という。）、山口市工事検査規則（平成17年山口市規則第165号。以下「検査規則」という。）、その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(監督の体制)

第2条 監督は、市長から監督を命じられた監督員（執行規則第2条第1項第6号の「監督員」をいう。以下同じ。）が行うものとする。

- 2 市長は、請負契約ごとに監督員を置くものとする。
- 3 監督員を2名配置する場合には、上級職員又は公的資格（1級施工管理技士等）を保有する者が主任監督員となるものとする。
- 4 主任監督員及び監督員（以下「監督員」という。）は、検査規則第4条に規定する検査職員と重複してはならない。

(監督員の役割)

第3条 主任監督員は監督員を指揮し、監督業務を総括する。

- 2 監督員は主任監督員の指揮の下に監督業務を適正に遂行しなければならない。

(監督業務の委託)

第4条 工事について、特に専門的知識及び特殊な技術を必要とするとき、又はその他の理由により監督員によって監督を行うことが困難、若しくは適正でないと思われるときは、工事担当部長は市長の承諾を得て本市職員以外の者（以下「委託監督員」という。）に監督を委託することができる。

- 2 工事担当部長は、委託監督員をして監督を行わせるときは、その監督の経過及び結果について監督内容を明確にした書類を作成させ、提出させなければならない。
- 3 工事担当部長は第1項の規定により委託監督員として監督を行わせるときは、必要に応じて本市職員を立会わせることができる。

(監督業務)

第5条 監督員は工事請負契約の履行の確保、施工状況の確認、円滑な施工の確保等のために次の業務を行う。

- (1) 契約図書等の内容の把握、及びこれに基づく指示、承諾、協議、受理等
- (2) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知
- (3) 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事工程等の調整
- (4) 設計図書に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
- (5) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査(確認を含む。)の実施
- (6) 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項に関する処理
- (7) 下請負状況の確認(「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領参照)
- (8) 工事完成通知書受理に伴う出来高等の確認
- (9) 上記及びその他重要と認めるものは監督員の属する工事担当課長と協議の上決定するものとする。
- (10) 上記の業務は全て工事打合せ簿により行うものとする。

(報告等)

第6条 監督員は業務の適正な執行のために、次の事項を担当主幹又は副主幹を通じて工事担当課長に報告するものとする。

- (1) 第5条各号に記載された事項
- (2) 工事内容の変更等に関する確認、協議、承諾、指示事項
- (3) 工期及び請負代金の変更を伴う事項
- (4) 工事の施工が不適切であり執行規則第28条に該当すると思われる事項
- (5) 工事施工中に発生した労働災害事故及び第三者に及ぼした事故

(監督に関する図書)

第7条 監督員は次の図書(受注者から提出された図書を含む)を作成し、監督業務の経緯を明らかにしておくものとする。

- (1) 指示書、承諾書及び協議書等、受注者と交換した図書
- (2) 工事施工途中の検査及び段階確認等の内容を記載した図書
- (3) その他、監督業務に使用した図書

(監督の技術的基準)

第8条 監督員が監督を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによる。

2 監督員が監督を行うにあたっては、別に定める「施工プロセスチェックリスト」を参照するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。